特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の判断基準

平成30年8月27日野田市保健福祉部高齢者支援課

正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合には、特定事業所集中減算として、1月につき200単位を所定単位数から減算することとなる。この場合において、減算適用の対象外となる「正当な理由」については、これまで千葉県が運用してきた特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の判断基準(平成28年7月20日千葉県健康福祉部高齢者福祉課)に準じて、判断するものとする。

- 1 居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域において、「サービス種別ごとの事業 所数」が、当該判定期間の初日現在で、5事業所未満である場合
 - ※「サービス種別ごとの事業所数」
 - ・判定期間の初日現在で、最新の「千葉県介護サービス情報公表システム」や 最新の「介護保険を利用する人のための地域情報誌」に掲載されている事業 所数とする。
 - ・訪問看護及び訪問リハビリテーションの事業所数については、健康保険法の 保健医療機関・保険薬局に指定された医療機関・薬局が、介護保険法の指定 をされたものとみなされた数を除く。
- 2 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合
- 3 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた居宅サービス計画の件数が1か月当たり平均10件以下の場合
- 4 その他正当な理由と市が認めた場合
- (1) 「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより 特定の事業者に集中していると認められる場合」として、以下のいずれかに 該当する場合
 - ① 当該事業について、「紹介率最高法人」が ISO の認証(IS09001) を取得している場合
 - ※「紹介率最高法人」: 居宅介護支援事業所において、各判定期間(前期: 3月1日~8月末日、後期: 9月1日~2月末日)に作成した居宅サービス計画について、訪問介護サービス等のサービス種別ごとに、当該サービ

スが位置付けられた居宅サービス計画の数を介護サービス事業者(法人) 別に算出し、最もその件数の多い法人を「紹介率最高法人」という。(以下 同じ。)

② 当該事業について、「紹介率最高法人」が、福祉サービス第三者評価の標準項目において、項目別評価コメントにおける実施・未実施項目の数で、 実施が90パーセント以上(端数処理については、小数点以下第2位を四捨 五入とする。)であり、かつ市の公表に同意する場合 なお、第三者評価結果の評価確定日が特定事業所集中減算の提出期限よ

なお、第三者評価結果の評価確定日が特定事業所集中減算の提出期限より前年度分までのものとする。

- ③ 当該事業について、「紹介率最高法人」が、介護予防事業を併せて実施している通所介護事業所又は通所リハビリテーション事業であり、事業所評価加算を算定している場合
 - ※ 介護予防・日常生活支援総合事業の第一号通所事業を併せて実施している る通所介護事業所で、事業所評価加算を算定している場合を含む。
- (2) 居宅サービス計画作成時点で、次のアからオに記載の内容のいずれかに該当する居宅サービス計画を除いて再計算した結果、当該事業について、「紹介率最高法人」の計画数が80パーセント以下になる場合又は各サービス1月当たりの平均居宅サービス計画件数が10件以下になる場合

ア 訪問介護サービス

- ①通院等乗降介助サービスを行っている事業所が、居宅介護支援事業所の 通常の事業実施地域に5事業所未満である場合に、これらの事業所にお いて、当該サービスを位置づけている居宅サービス計画
- ②夜間、早朝又は休日営業のサービスを行っている事業所が、居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域に5事業所未満である場合に、これらの事業所において、当該サービスを位置づけている居宅サービス計画
- ③特定事業所加算を算定している事業所が、居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域に5事業所未満である場合に、要介護度4以上かつ認知症(日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はM)である者を対象として、当該事業所を位置づけている居宅サービス計画

イ 通所介護サービス

時間延長又は休日営業のサービスを行っている事業所が、居宅介護支援 事業所の通常の事業実施地域に5事業所未満である場合に、これらの事 業所において、当該サービスを位置づけている居宅サービス計画

ウ 短期入所生活介護・短期入所療養介護

居宅介護支援事業所が、利用者に幅広い事業所情報を提示した上で、利用者から、当該事業所でなければ利用者の解決すべき課題に対応できないことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、市に当該理由書を提出し、認められた居宅サービス計画

エ 訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション 居宅介護支援事業所が、利用者に幅広い事業所情報を提示した上で、利 用者から、当該事業所でなければ利用者の解決すべき課題に対応できな いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けてい る場合であって、市に当該理由書を提出し、認められた居宅サービス計 画

オ 全介護サービス事業種別共通

- ①利用者からサービスの質が高いことを理由に、当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、「地域ケア会議」等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている居宅サービス計画
- ②居宅介護支援事業所が、市や地域包括支援センターから紹介を受けた、 支援が困難な者(平成12年3月31日以前からの利用者を含む。)が対象 である居宅サービス計画